

京都市会計年度任用職員（障害のある方を対象とした任用）募集要綱

1 募集する職の内容

(1) 任用予定期間

令和 8 年 1 0 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日（詳細は別紙を参照してください）

※ 勤務実績に基づく選考により、連続 4 回まで公募を経ることなく任用される可能性があります（65 歳年度末を超える者についてはこの限りではありません）。また、連続 4 回の再度任用された方であっても、改めて公募を経た場合は、引き続いて同一の職に任用される可能性があります。

(2) 職務内容

会計年度任用職員（非常勤職員）として、職員とコミュニケーションを取りながら以下のような業務に従事していただきます。詳しい職務内容は別紙をご覧ください。

- ・ 軽易・定型的な事務処理、来庁者対応、電話や窓口での一次取次等
- ・ 郵便物の受取り・仕分け・発送、文書・物品の整理、執務室の環境整備等
- ・ 衛生管理業務等

※ パソコンや業務端末の操作を伴うことがあります。

※ 個別の障害の状況や習熟度等を踏まえ、各職場で相談しながら職務内容を調整します。未経験の方も大歓迎です。

(3) 勤務予定地

京都市内（区役所・支所、保育所等。詳しい勤務地は別紙を参照してください。）

(4) 所定勤務日数・時間数

別紙を参照してください。

※ 休日とは別に、年次有給休暇等が付与されます。

※ 原則として、時間外勤務及び休日出勤はありません。

(5) 給与

別紙を参照してください。

※ 給与等については、職員の給与改定等に合わせて変動することがあります。

(6) 服務等

原則、常勤職員と同様の服務規律に従っていただきます。

(7) 障害に関する合理的配慮

業務に従事するに当たり、障害の状況等を聴き取ったうえで、個別の障害の状況等に応じ、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮に係る措置を講じます。

※ 選考時に、障害者職業生活相談員から個別の障害の状況、必要な配慮等についての聴き取りを行います（相談員が聴き取った内容は、合否には影響しません。）。

※ 採用後についても、必要に応じて所属長や相談員に相談することができます。

2 募集及び選考の内容

(1) 応募要件

次のア、イの両方の要件をいずれも満たす方が、応募することができます。

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
- ・ 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害があると判定された者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 地方公務員法第 16 条の欠格条項（次に掲げるいずれかの要件）に該当しない方

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 京都市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 募集期間

令和 8 年 8 月 31 日（月）まで

※ 応募者多数の場合等、募集を早期に締め切ることがあります。

(3) 応募方法

下記の問合せ先まで、以下の内容を電話又はメールにてお申し込みください。

- ・ 氏名
- ・ 性別、年齢（差し支えない範囲で）
- ・ 障害種別、等級、障害名（差し支えない範囲で）
- ・ 連絡先（電話番号）
- ・ 任用希望所属
- ・ 面接時配慮が必要な事項
- ・ 面接希望日時（下記記載の選考日程の 9:00～17:00(12:00～13:00 を除く)で 30 分刻み、第三希望まで）

(4) 選考日

一次選考：令和 8 年 9 月 3 日（木）から 9 月 7 日（月）（応募時に調整）

※ 二次選考に進まれた方の日程等は個別調整します。

(5) 選考方法

個別面接（2 回）、パソコン操作試験等

- ※ 一次選考の実施場所は行財政局人事部人事課（京都市役所本庁舎 3 階）です。
- ※ 選考内容は応募する所属によって変わる可能性があります。
- ※ 駐車場はありません。車でお越しの場合は近隣の民営駐車場等を御利用ください。
- ※ 選考当日に、障害者手帳等を提示していただきます。
- ※ 選考に当たって配慮（支援者の同席等）が必要な場合は、申込時に申し出てください。事前の配慮希望の申出がない場合、当日に対応できないことがあります。また、希望する配慮の内容によっては、全てには対応できない場合があります。

(6) 選考結果の通知

選考結果の通知については、各選考後、一週間以内に行います。

※ 合否判定に関する問合せには一切応じません。

【問合せ先】

行財政局人事部人事課：松岡・佐藤・坂下・湯浅

[TEL:075-222-3232](tel:075-222-3232) mail : kyujin@city.kyoto.lg.jp